

手話奉仕員養成研修受講者募集

聴覚障がい者のコミュニケーションを支援する「手話奉仕員」に興味のある人、学んでみたい人を募集します。

■募集人数 10人

■資格 手話講座(入門・基礎)に1年間通して受講可能な人

■日時 4月24日～令和8年3月12日の毎週㊥19時～21時

※入門編(20回)、基礎編(20回)の計40回開催予定。

■場所 福祉センター2階集会室

■受講料 4,290円(テキスト代のみ)

■申込期限 3月31日㊤

■申し込み方法 申込書を下記に提出してください。申込書は町ホームページからダウンロードできるほか、窓口にもあります。※郵送希望の人は連絡してください。

■選考方法 応募者多数の場合は、抽選により決定します。

㊤福祉課障がい福祉係 ☎985-4112

市民後見人養成研修受講者募集

成年後見制度について基礎的な知識を学び、住民目線で活動を行う市民後見人を養成します。将来のため、自己研さんのため成年後見制度について知りたい人の参加も可能です。

※本研修のすべてのカリキュラムを修了した人には、市民後見人養成研修(基礎編・入門講座)の修了証を発行します。

■資格 町内在住の18歳以上の人

■日時 3月11日㊤、12日㊤ 10時～16時(2日間)

■場所 役場4階401会議室

■受講料 無料

■申込期限 3月3日㊤

■申し込み方法 福祉課地域包括支援センター係へ電話で申し込んでください。

㊤福祉課地域包括支援センター係 ☎985-4205

長期掲載ほどお得 有料広告募集

■申し込み方法 申込書、広告データなどを下記申込先に提出するか、郵送してください。申込書類は町ホームページからダウンロードできるほか、窓口にもあります。

※ 応募多数の場合、定められた優先順位に

より掲載の可否を決定します。

※ 詳細は、町ホームページ(右のQRコード)

で確認を。

■広告料金 月額 20,000円

同一年度に 3～5回(月)掲載 月額 1,000円引き

6～11回(月)掲載 月額 2,000円引き

12回(月)掲載 月額 3,000円引き

※ 広報紙以外は、連続した月で掲載することが割引の条件。

■申込先・問い合わせ

〒791-3192 松前町大字筒井631番地 松前町役場

(広報紙)総務課広報広聴係 ☎985-4132

メール 333koho.j@town.masaki.ehime.jp

(ホームページ)財政課統計電算係 ☎985-4101

メール 323den@town.masaki.ehime.jp

(公用車・窓口カウンター・エレベーター)

財政課財産管理係 ☎908-9744

メール 328zaian@town.masaki.ehime.jp

広告媒体	申込期間	広告掲載枠
（令和7年度分） 広報 まさき	2月3日㊤～21日㊤ （㊤・㊤・㊤を除く） ※ 広告枠が埋まらなかった場合、上記期間以外でも随時募集します。	裏表紙下欄、6枠、 大きさは縦40ミリ×横60ミリ、フルカラー
ベホーム ジム	掲載を開始する月の前月の20日まで	トップページ下欄、8枠、 大きさは縦50ピクセル×横200ピクセル
公用車		左右扉部、大きさは縦500ミリ×横500ミリ以内 背面扉部、大きさは縦300ミリ×横500ミリ以内
カウンター 窓口		町民課と保険課の窓口カウンターの腰板、 大きさは縦728ミリ×横515ミリ(B2サイズ)
エレベーター 庁舎		エレベーター内部の壁面、 大きさは縦728ミリ×横515ミリ(B2サイズ)

学校関係職員募集

職種区分	勤務内容	募集人員	免許・資格など	勤務時間	任用期間 (休日)	給料
学校校務員	・校門と校舎の開扉 ・来客時の湯茶接待 ・学校施設の簡易な日常管理(掃除、除草、散水など) ・教育委員会、金融機関などとの事務連絡 ・教職員不在時の電話取り次ぎ ・その他、教育委員会や校長から指示された業務	5人程度	学校教育に理解があり、指定された町立小・中学校に勤務できる人	7時～14時 (休憩60分) 週5日	4月1日～令和8年3月31日(㊤・㊤・㊤、年末年始)	月額 142,916円～
スクールサポートスタッフ	・各種調査アンケートなどの集計 ・ホームページの更新など補助 ・学習プリントの印刷・配布の準備 ・その他、教育委員会や校長から指示された業務	若干名		8時30分～12時30分 週5日	4月1日～令和8年3月31日の期間内で、学期ごとに任用(㊤・㊤・㊤、学校休業日)※1、2学期は平日で4日繰り上げの場合有り	時給 1,134円～
学校生活支援員	・授業中の援助、移動・給食介助などの支援 ・その他、教育委員会や校長から指示された業務	若干名		1日4時間 週5日、年間201日程度	4月1日～令和8年3月31日の期間内で、学期ごとに任用(㊤・㊤・㊤、学校休業日)	時給 1,134円～
相談員	・児童生徒、保護者、教職員などに対する相談活動 ・地域と小・中学校との連携の支援 ・学校の教育活動への支援 ・その他、教育委員会や校長から指示された業務	若干名		1日6時間 (休憩なし) 週5日、年間201日程度		月額 142,916円～
ハイトなんでも相談員	・児童生徒、保護者、教職員などに対する相談活動 ・地域と小・中学校との連携の支援 ・学校の教育活動への支援 ・その他、教育委員会や校長から指示された業務	若干名	相談員の活動に積極的に取り組む意欲があり、指定された町立小・中学校に勤務できる人	1日4時間 週2～3日 年間87日または121日程度(勤務校により異なる)	4月1日～令和8年3月31日の期間内で、学期ごとに任用(㊤・㊤・㊤、学校休業日)	時給 1,134円～
ワーカー	・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ ・学校内におけるチーム体制の構築、支援 ・相談関係機関とのネットワークの構築、連携・調整 ・保護者、教職員などに対する支援・相談・情報提供 ・教職員などへの研修活動 ・その他、教育委員会や校長から指示された業務	若干名	社会福祉士、精神保健福祉士などの福祉に関する専門的な資格があるか、地域や教育の分野で専門的な知識・技能と活動経験がある人	1日4時間 週3日 年間121日程度		
不登校児童生徒支援員	・学級に入りづらい児童生徒への見守り・対話・サポート ・養護教諭、学級担任など教職員、相談員などとの連携・連絡・相談 ・その他、教育委員会や校長から指示された業務	3人程度	不登校対策に積極的に取り組む意欲があり、指定された町立中学校に勤務できる人	1日6時間 (休憩60分) 週5日 年間211日程度	4月1日～令和8年3月31日の期間内で、学期ごとに任用(㊤・㊤・㊤、学校休業日)※1学期終了後1週間、2学期開始前1週間任用あり	月額 142,916円～
特別支援教育指導員	・各校(園)を巡回し、教職員への助言や保護者相談 ・教育支援計画などの確認 ・幼少小中、保健や医療との調整・連携 ・教育相談、教育支援委員会や各就学先決定プロセスへの参画	若干名	教員免許があり、特別支援教育に関する専門的な知識や活動経験の実績が5年以上ある人	1日7時間 (休憩60分) 週2日 ※年度当初および教育相談時期は週3日	4月1日～令和8年3月31日(㊤・㊤・㊤、年末年始)	時給 1,386円～

共通事項

■年齢要件など 18歳以上60歳くらいまでで地方公務員法第

16条各号のいずれにも該当しない人

■任用決定 書類・面接選考

■面接予定日 2月15日㊤

※ 詳細は、申込者本人に別途通知します。申込者数により面接日を変更することがあります。

■申し込み方法 履歴書(写真貼付の市販のもので可)の左上

枠外に「職種区分」を明記し、郵送してください(持参可)。

■申込期間 1月30日㊤～2月6日㊤の8時30分～17時15分

(㊤・㊤を除く)必着

※ 現在調整中のところがありますので、任用が中止になる場合や追加募集場合があります。

※ 業務に支障がある場合は、兼業を認めません。

※ 詳細は、町ホームページで確認してください。

申込先・問い合わせ 〒791-3192 松前町大字筒井631番地 松前町役場学校教育課学校教育係 ☎985-4134

広報モニター募集

- 募集人員 10人 ■謝礼 12,000円(年間)
 ■資格 ①町内に居住する人 ②選挙権がある人 ③広報モニターを経験したことがない人
 ■活動内容 広報モニター会議への出席(年1回)、アンケート調査の回答(月1回)、紙面作成の協力 など
 ■任用期間 4月～令和8年3月
 ■選考方法 地域、年代、性別などを考慮して選出します。結果は3月下旬にお知らせします。

- 申し込み方法 住所、氏名、年齢、職業、電話番号、広報まさきの感想を記入し、郵送、FAXかメールしてください。
 ■締め切り 2月21日(金)
 ■申込先・問い合わせ
 〒791-3192 松前町大字筒井631番地
 松前町役場 総務課広報広聴係
 ☎985-4132 FAX 985-4148
 メール 333koho.j@town.masaki.ehime.jp



1 毎月届く広報まさきを読む。

2 通信票に感想を記入後、返信用封筒に入れて期日までに投函する。



空き時間に手軽に送信!

通信票は紙媒体のほか、パソコンやスマートフォンから入力フォームにアクセスし、送信することもできます。あなたの意見、ぜひ聞かせてください。



令和7年度から 農地の貸し借りの制度が変わります

農業経営基盤強化促進法が改正されたことに伴い、令和7年3月31日で、貸し手と借り手の相対(二者間)による利用権設定の方法が廃止されます。4月以降は、農地中間管理機構を通じて三者間での貸し借り、または農地法第3条による許可を得た上での貸し借りとなります。※制度廃止後に終期を迎える利用権は、期間満了までは有効です。

- 更、農地の追加などの場合は、申出書と明細を提出してください。
 ▼締め切り 2月17日(月)
 ●契約期間を変更したい場合
 既に利用権設定している契約期間を変更したい場合は、貸し手と借り手が互いに同意の上、変更協議書を出してください。
 ▼締め切り 2月28日(金)
 ▼提出先・問い合わせ
 産業課農業振興係
 ☎985-41119

南黒田工業団地 進入道路の整備工事が始まります

まちの活性化や雇用の拡充を目的とした南黒田工業団地の整備に先立って、工業団地への進入道路の整備工事を行います。工事期間中は、工事車両の通行や騒音などでご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

- ▼工事期間
 2月下旬～令和10年3月(予定)
 関係者 関係者 関係者
 まちづくり課土木係
 ☎985-41223



認知症に関する講演会を開催します

- 認知症への理解を深め、介護の心構えについて一緒に学びませんか。参加を希望する場合は、お申し込みください。
 ▼日時 3月13日(木)
 13時30分～15時
 ▼場所 文化センター2階ふれあい展示室
 ▼演題 薫ちゃんの介護日和
 ▼定員 100人 ※先着順
 ▼料金 無料
 ▼申し込み方法 電話申し込み
 ▼締め切り 3月6日(木)
 ▼申し込み先・問い合わせ
 福祉課地域包括支援センター係
 ☎985-42005

講師

かみもりいちおみ
 金森一臣さん(写真⑤)

＝伊方町＝

55歳で若年性認知症と診断された妻、薫さん(写真⑤)を献身的に自宅で介護。一臣さんがつづった2人の日々は、テレビドラマ化されるなど多くのメディアで取り上げられている。



購入する前に必ずご相談を 非常用電源装置が給付の対象になりました

- ▼対象者 在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引器などの電気式の医療機器を日常的に使用していることが医師の意見書により認められた次の人
 ・呼吸器機能障がい3級以上
 ・肢体不自由2級以上
 ・難病患者

- ▼給付品目・耐用年数
 ①正逆波インバーター発電機・10年
 ②ポータブル電源(蓄電池等)・6年
 ③DC/ACインバーター・6年
 ▼基準額 10万円(超過分は自己負担)
 ※原則、1割は自己負担です。
 福祉課障がい福祉係
 ☎985-41112

国民年金納付はお得な口座振替で

国民年金の納付は、納め忘れの防止や金融機関へ出向く手間を省くことができる口座振替が便利です。振替方法を当月末の引き落とし(早割)や、まとめて納付(前納)することで、割引を受けることができます。

早割や前納を希望する人は、左記窓口に基づ礎年金番号が分かるものと金融機関の届け出印を持参して、申し込んでください。

- 松山西年金事務所国民年金課
 町民課住民係
 ☎925-5105
 ☎985-41006

◆令和6年度(R6.4～R7.3)分の保険料による割引額(参考)

	1カ月分	6カ月分	1年分	2年分
翌月末振替	—	—	—	—
当月末振替(早割)	60円	360円	720円	1,440円
6カ月前納	—	1,160円	—	—
1年前納	—	—	4,270円	—
2年前納	—	—	—	16,590円

※ 令和7年度分の保険料による割引額は未定です。決まり次第、日本年金機構のホームページに掲載されます。

健康ポイントカードの提出忘れにご注意を

紙の「まさき健康ポイントカード」は次の期間内に提出してください。期間内に提出しないとポイントが無効になりますのでご注意ください。
 ※スマートフォンで参加している人は提出不要です。
 ▼提出期間 2月25日(火)～28日(金)の8時30分～17時15分

- ▼提出方法
 窓口へ持参するか郵送
 ▼提出先・問い合わせ
 〒791-3192
 松前町大字筒井631番地
 松前町役場
 健康課総務係
 ☎985-41553



松前町の水は安全です

町では、水道水の有機フッ素化合物（PFOSおよびPFOA）に関する水質検査を、令和3年度から実施しています。町が供給する水道水中のPFOSおよびPFOAは国の暫定目標値を下回っており、安全性に問題がないことを確認しています。



PFOS・PFOAって？

「有機フッ素化合物（PFAS）」の一種です。

平成21年以降、環境中での残留性や健康影響の懸念から、国際的に規制が進みましたが、それまでは、さまざまな工業で利用され、私たちの身の回りの製品を作る際にも使われていました。

現在は、日本を含む多くの国で製造や輸入などが禁止されています。日本国内では、新たに作られることは原則ありませんが、分解されにくい性質があるため、今も環境中に残っています。

主な用途

【PFOS】 半導体、金属メッキ、泡消火薬剤など

【PFOA】 フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤など

水質検査の結果は？

国では、令和2年4月に水質管理上留意すべき項目としてPFOSおよびPFOAを「水質管理目標設定項目」として位置付け、PFOSとPFOAの合算値で1リットル当たり50ナノグラム以下とする暫定目標値を定めました。

この暫定目標値は、設定当時の科学的知見に基づき、体重50キログラムの人が水を一生涯にわたって毎日2リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定されたものです。

【上水道水質検査結果】（採取月：令和6年9月）

採取地	結果	暫定目標値
西古泉水源地	4ng/L	50ng/L
恵久美浄水場	9ng/L	
北伊予浄水場	9ng/L	

問 上下水道課水道工務係

985-4229

松前の防災力

危機管理課危機管理係
☎ 989-5103
FAX 985-4148

日頃の備えはできていますか

3月1日は「防災用品点検の日」

松前町公式防災
フェイスブックページ



令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、大きな被害が発生しました。地震、それに伴う津波、火災、洪水などの災害は、いつ起こるか分かりません。

町民の皆さんの防災意識の向上を目指して、町は、毎年3月1日を「防災用品点検の日」として制定しました。毎年9月は松前町総合防災訓練に参加し、3月には防災用品を点検！半年に一度は、日頃の備えを見直し、あらためて防災について考えてみませんか。



▶「防災用品点検の日」にチェックすることは？

家庭で準備している非常持ち出し品、備蓄品の再点検を行いましょう。水、食料、乾電池などは、消費期限や耐用年数があります。点検には、愛媛県の防災ポータルサイト内（右のQRコード）のチェックリストが便利です。



災害の種類や状況により、指定避難所などへの避難ルートも併せて考えてみましょう。どの指定避難所に避難しても大丈夫。町内の指定避難所を確認し、災害発生時にどの指定避難所に避難するのが一番安全か確認してみてください。